

# 統合庁舎設計費

## 景観条例の制定

- ①なぜ、景観条例が必要か  
世界文化遺産認定に向けて阿蘇郡市7市町村が一体となり景観行政団体となる必要がある為。  
現在の熊本県景観条例の権限委譲となるものである。
- ②今ある自然環境保全条例はどうなるのか  
景観条例で守ることができない自然環境を守る条例として残す。  
造成と建物等の部分については、景観条例の届出を優先で提出する。
- ③景観審議会はどうなる？  
自然環境保全審議会の委員が兼務となる。
- ④いつから景観条例の施行となるのか  
12月1日から施行。

## 子ども・子育て支援関連条例制定

子ども・子育て支援新制度が来年4月からスタートすることに関連し、3つの条例を制定した。  
新制度では事業の実施主体が市町村になるので、国の法律等に基づき施行前までに整備する必要があり今回の制定となった。

- ①新しい制度の特徴は  
「認定こども園」の普及をはじめ、幼児期の教育・保育の充実を図る。
- ②利用料金はどうなる  
保育園はこれまでと同じ水準になるとされているが、各自治体で協議中。



道路橋梁費 1000万円  
(舗装・水路・側溝3路線  
橋梁点検・補修1箇所)



個人氏名 住所: \_\_\_\_\_  
氏名: \_\_\_\_\_

南阿蘇村役場建設課  
〒962-0001 熊本県阿蘇郡南阿蘇村  
建設課 課長 山室昭憲  
TEL: 096-942-1111

ふれあい商品券補助金  
2000万円

陳情第2号

「こころの健康を守り  
推進する基本法」の制定  
を求める意見書提出に関する  
陳情書の採択について

〔陳情者〕

南阿蘇村精神障害者家族会

会長 田上登美子

〔賛成討論〕

山室昭憲 議員

現在、統合失調症、うつ病などの精神疾患患者数は、全国で300万人を超え南阿蘇村でも多くの精神疾患者がいる。このような状況下、国の施策は入院医療提供が中心となっている。それぞれの症状にあわせてきめ細やかな高規格の専門医療病棟を整備し、医療の提供など福祉サービスを真に充実させるため基本法の早期制定を求める陳情の意見書提出に賛成すべきものと思ひ賛成討論とする。

〔審査の結果〕

全会一致で採択